

大磯町監査公表第 15 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 12 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 奥津 勝子

## 監査結果報告書

1. 監査の種類  
定期監査

2. 監査の対象部課等  
政策総務部財政課

3. 監査の範囲及び事務  
平成30年4月1日から平成30年9月30日までに執行された平成30年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間  
平成30年10月19日から平成30年11月15日まで

5. 監査の方法及び監査項目  
平成30年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。  
なお、監査に際しては、監査対象課である財政課より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要  
予算編成及び執行管理、決算等財政に関する事務、契約及び検査、検収に関する事務、財産管理に関する事務等を行っている。

7. 監査の結果  
平成30年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(要望)

- ・固定資産台帳と公有財産台帳の整備が行われているが共通する内容もある。各台帳の内容を再度確認し、事務の合理化や経費削減の観点から一元化について研究していただきたい。
- ・財務諸表について、その作成趣旨に基づき決算に合わせ作成できるよう努められたい。